

○岡山県警察における特殊標章等の交付に関する要綱の制定について(通達)

(平成 19 年 12 月 14 日岡備第 314 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 4 月 13 日岡備第 207 号 令和 4 年 11 月 30 日岡備第 444 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察における特殊標章等の交付に関する要綱を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察における特殊標章等の交付に関する要綱

## 第 1 目的

この要綱は、岡山県警察国民保護警備計画の制定について(通達)(平成 19 年 10 月 9 日岡備第 255 号例規)第 4 章第 19 の規定により、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第 158 条第 2 項の特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の交付等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

## 第 2 交付

1 本部長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。)第 2 条第 2 号に規定する武力攻撃事態及び同条第 3 号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。

(1) 岡山県警察の職員で国民保護措置(国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)に係る職務を行うもの

(2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 本部長は、1 の規定による申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

3 1 の規定による申請は、特殊標章等に係る交付申請書(様式第 1 号)を本部長に提出して行うものとする。

## 第 3 様式等

- 1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章又は船舶章とする。なお、その色、材質及び制式は、それぞれ様式第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号のとおりとする。
- 2 身分証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

#### 第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して、本部長が定めるものとする。

#### 第5 書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

#### 第6 再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合には、その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合、き損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合には、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

#### 第7 返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。
  - (1) 対処基本方針(事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。)が廃止されたとき。
  - (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
  - (3) 第2の1に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。
- 2 第6の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該失った特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第8 台帳

本部長は、特殊標章等を交付した者に関する事項を特殊標章等を交付した者に関する台帳(様式第11号)に記載し、これを整理保管するものとする。

#### 第9 使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合には、特殊標章等を使用するものとする。この場合の当該特殊標章について、腕章であるときには上衣の左腕に装着し、帽章又はヘルメット章であるときには帽子又はヘルメットの右側面につけ、場所章であるときには見えやすい場所に表示し、自動車章又は自

動二輪車章であるときには自動車の上面及び両側面につけ、航空機章であるときには航空機の両側面につけ、又は船舶章であるときには船舶の見えやすい場所に表示するものとする。

- 2 1に規定する場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

#### 第10 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

#### 第11 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合、第6及び第7の2の規定を準用する。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

#### 様式第1号

特殊標章等に係る交付申請書

[別紙参照]

#### 様式第2号

腕章

[別紙参照]

#### 様式第3号

帽章

[別紙参照]

#### 様式第4号

ヘルメット章

[別紙参照]

様式第 5 号

場所章

[別紙参照]

様式第 6 号(第 3 条関係)

自動車章

[別紙参照]

様式第 7 号

自動二輪車章

[別紙参照]

様式第 8 号

航空機章

[別紙参照]

様式第 9 号

船舶章

[別紙参照]

様式第 10 号

身分証明書

[別紙参照]

様式第 11 号

特殊標章等を交付した者に関する台帳

[別紙参照]